

平成29年第5回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成29年5月22日（月）
- 2 招集場所 市役所3階 第二委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 委員 樋渡 奈奈子
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 身崎 裕司
副理事兼生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 千葉 孝弥
参事兼教育総務課長補佐 吉田 学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時48分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第8号 多賀城市社会教育委員の人事について
議案第9号 多賀城市スポーツ推進審議会の人事について
議案第10号 多賀城市指定文化財の追加指定について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年の第5回定例会を開会します。

日程第 1 議事録の承認について

教育長

はじめに、第 4 回定例会及び第 2 回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会及び臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは異議がないものと認めまして、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 2 1 条第 3 項の規定により、教育長において浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 3 諸般の報告について

事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

それでははじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは御報告申し上げます。諸般の報告、平成 2 9 年第 4 回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、5 月 1 5 日、「行政経営会議」が第二委員会室で開催され、5 月 9 日開催の第 2 回教育委員会臨時会において報告しました「多賀城市教育振興基本計画（案）」について報告を行い、原案のとおり了承されま

した。

学校教育課関係ですが、5月1日現在の児童・生徒数並びに学級数は、小学校が男子1,756名、女子1,566名の計3,322名で126学級、中学校が男子835名、女子826名の計1,661名で56学級となっております。

小中学校の合計では、男子2,591名、女子2,392名の計4,983名で182学級となり、昨年と比較しますと、小学校で61名、中学校で59名の減となっております。学級数では、小学校が3学級、中学校が5学級の減となっております。

小中学校の「運動会（体育祭）」の開催状況ですが、4月22日に多賀城中学校、4月30日に高崎中学校、5月16日に天真小学校、5月20日に多賀城東小学校、山王小学校、城南小学校が終了しております。今後、9月2日に第二中学校、東豊中学校、10月7日に多賀城小学校、10月14日に多賀城八幡小学校で開催される予定です。

中学校の修学旅行につきましては、5月10日から東豊中学校、5月15日から高崎中学校、5月16日から多賀城中学校、5月18日から第二中学校が、それぞれ2泊3日の行程により東京・千葉・神奈川・埼玉方面を訪れ、無事に終了しております。

生涯学習課関係ですが、4月28日、「多賀城市体育協会定期総会」が総合体育館において開催されました。

5月8日、今年度最初の「放課後子ども教室推進事業」を山王小学校及び多賀城東小学校で開催したのをはじめ、市内全ての小学校で順次開催しました。

5月11日、「スポーツ少年団本部総会」が総合体育館で開催されました。

5月17日、「平成29年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）多賀城市実行委員会第2回総会」が開催され、平成28年度事業及び決算報告、平成29年度事業計画及び予算案などについて承認されました。

同日、東北学院大学との連携事業「春期地域市民のための大学公開講座」が開講されました。「心を豊かにする知識を求めて」をテーマに全8回の講座が実施され、申込者は57名となっております。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

文化財課関係ですが、5月9日、「平成29年度第1回「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会」が宮城県庁で開催され、都市計画課長、商工観光課長、文化財課長補佐等が出席しました。平成28年度事業報告、収支決算及び平成29年度事業計画、収支予算が原案どおりに承認されました。

5月11日、「平成29年度第1回多賀城跡連絡協議会」を第一委員会室で開催し、文化財課長等が出席しました。宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史

博物館、多賀城市教育委員会における平成29年度事業計画、多賀城跡南門等復元整備の実施設計等についての報告の後、意見交換等を行いました。

社会教育事業等につきましては別表のとおりですが、一つ一つの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

平成29年5月22日提出、教育長、以上でございます。

教育長

それでは、ただいまの報告について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

議案第8号 多賀城市社会教育委員の人事について

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、議案第8号「多賀城市社会教育委員の人事について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第8号「多賀城市社会教育委員の人事について」を説明させていただきます。

本案は、現在の多賀城市社会教育委員の任期が5月31日をもって満了となることを受け、議案書5ページの表に記載の方々に対して多賀城市社会教育委員の委嘱を行うこととするものです。

社会教育委員につきましては、その職務を①社会教育に関する諸計画を立案すること、②教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、③ただいま申し上げた件に必要な研究調査を行うこと、の3点とされており、本市においては社会教育法第15条第1項の規定を受けて、多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の規定により設置しているところです。

資料6ページを御覧ください。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市における社会教育委員は、条例第1条第2項の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱すること、条例第2条の規定により定数は10名以内とすること、条例第3条の規定により任期は2年とすることとされております。

同じページの上の表を御覧ください。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

条例第2条の規定に基づき10名を委嘱することとしますが、そのうち、項番1の佐藤昇氏、項番2の我妻才千氏の2名が新任、項番3以降の原義夫氏、櫻井やえ子氏、佐藤智子氏、安住有里氏、五代儀良子氏、佐々木正範氏、山田諄氏、モリス眞知子氏の8名は再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり平成29年6月1日から平成31年5月31日までとなります。

説明は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第8号について、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第8号について原案のとおり決定します。

議案第9号 スポーツ推進審議会の人事について

教育長

次に、議案第9号「多賀城市スポーツ推進審議会の人事について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第9号多賀城市スポーツ推進審議会の人事について」を説明させていただきます。

本案は、平成29年2月28日付けをもって任期満了となっておりました多賀城市スポーツ推進審議会委員について、7ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものです。

スポーツ推進審議会は、教育委員会の諮問に応じて、①スポーツ推進法に規定する地方スポーツ推進計画、②同法に規定するスポーツ団体への補助金、③その他スポーツの推進に関して調査審議を行うこととされており、本市においてはスポーツ基本法第31条の規定を受けて、多賀城市スポーツ推進審議会条例の規定により設置しているところです。

資料8ページを御覧ください。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市におけるスポーツ推進

審議会委員は、条例第3条第2項の規定により学識経験のある者、関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認める者から委嘱すること、同2条第1項の規定により定数は10名以内とすること、同条第2項の規定により任期は2年とすることとされております。

同じページの上の表を御覧ください。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

条例第3条第1項の規定に基づき10名を委嘱することとしますが、そのうち、項番4の長沼宗則氏が新任、その他の天野和彦氏、永田秀隆氏、星由華里氏、岩渕央子氏、内海啓二氏、青島大輔氏、阿部福次氏、和泉匡倫氏、齋藤繁夫氏の9名は再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり平成29年6月1日から平成31年5月31日までとなります。

説明は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第9号について、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第9号について原案のとおり決定します。

議案第10号 多賀城市指定文化財の追加指定について

教育長

次に、議案第10号「多賀城市指定文化財の追加指定について」、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

9ページをお願いいたします。

議案第10号は「多賀城市指定文化財の追加指定について」でございます。

多賀城市文化財保護条例第3条の規定に基づき、下記の古文書を多賀城市指定文化財に追加指定するものでありまして、文化財の種別は「古文書」、名称は「天童家文書」、所有者は「多賀城市」と「天童勲氏」でございます。

議案第10号関係資料1をお願いいたします。天童家文書の概要を記載しております。

今回追加指定を提案する古文書は767点でありまして、年代は14世紀半

ばかりから20世紀前半にかけてのものであります。

2ページをお願いします。このページの一番下に天童家文書指定状況という表を掲載しております。天童家文書につきましては、平成22年5月に98点の古文書を市指定文化財に指定しております。今回の提案は、それに追加指定するというものであります。

1ページにお戻りください。指定の理由でございますが、これらの古文書は、八幡の天童家に伝えられてきた文書で、多賀城市域における仙台藩の家臣天童氏と、その家臣団の様子を伝える貴重な資料である、ということでございます。

所有者は多賀城市と天童勲氏となっておりますが、767点のうち、766点は、既に天童氏より多賀城市に寄贈されておまして、残り1点が天童氏の所有ということでございます。

今回、追加指定の対象とした古文書は、ほとんどが東日本大震災で津波被害を受けたものであります。内容としましては、天童家の由緒を示す系図および関連資料、天童家仙台屋敷の留守居による御用留帳、在所である八幡における家老の御用留など、全て天童家自身に関わる資料です。

東日本大震災で被災したこれらの天童家文書は、平成22年に市指定文化財とした天童家文書と一体をなすもので、同等の価値を有するものであると考えられるものです。

関係資料2を御覧ください。今回追加指定を提案した資料の一覧表です。表の一番右の列に法量・寸法を記載しておりますが、その列に写真①と記載しているものは、関係資料2の25ページから29ページに写真を掲載しているものであります。

一番最後の「伊達政宗より天堂殿宛書状」につきましては、新発見の政宗文書となっております。

関係資料1の2ページを御覧ください。天童家文書の市指定文化財指定までの経緯について、初めて平成22年に指定された分も含めて記載しております。

今回の追加指定につきましては、平成29年3月22日、平成28年度第2回多賀城市文化財保護委員会に諮問し、同年4月19日、文化財保護委員会から答申を受けております。

3ページをお願いします。多賀城市指定文化財台帳でございます。指定解除となったものもございしますが、現在第15号まで指定しております。

今回の提案は、第15号の98点に、767点の追加指定を提案するものでございます。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第10号について、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第10号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題にしたい事項等ありましたらお願いいたします。委員からはないので、学校教育課長。

学校教育課長

それでは、多賀城市内中学校における生徒の心のケアについてお話いたします。

多賀城市内の生徒が亡くなった事案については、非常に残念なことであり、心より御冥福をお祈りいたします。

在校する生徒への心のケアの方針と実施状況について御説明いたします。

5月17日水曜日午前11時、当該校長、望月スクールソーシャルワーカー、教育委員会事務局で、今後の心のケアについて話し合いをしました。

その後、仙台教育事務所及び県教育庁義務教育課への確認を基に、望月スクールソーシャルワーカーを中心に生徒への心のケアに対する方針を立てました。

生徒への事実の公表についてですが、5月17日水曜日に3学年が修学旅行から帰校ということ状況から、5月17日中には公表せず、5月18日木曜日の午前に公表することといたしました。

公表の仕方については、学年ごとに校長から事実を話し、その後各クラスに戻り、学級担任から話をすることといたしました。

生徒へ事実の公表をするための教職員の共通理解を図るために、5月17日午後6時30分から全職員による打合せを行い、望月スクールソーシャルワーカーから生徒への話し方や留意点について共通理解を図りました。

公表後の対応としては、教員たちが中心となり、動揺している生徒へのフォロー体制として、担任と養護教諭、又は副担任等がペアとなり、生徒へ対応し

ているところです。1週間はこの体制でフォローを実施する方針です。

県からの緊急派遣スクールカウンセラーについては、様子を見ながら派遣依頼することとしており、すぐに依頼できる準備をしております。

また、学級担任や部活動顧問については、現時点では先生方でフォローしてもらうようにしています。

心のケアについてのアンケートについては、緊急対応等といたしまして、5月19日金曜日午前に全生徒を対象に、「最近困ったことや心配なことがあったら書いてください。」という内容で実施いたしました。それを基に対応しているところでございます。

現在の体制で、子どもたちの心に寄り添い、子どもたちの心の状況を確認しながら、今後も体制を整えてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長

続けて学校教育課長。

学校教育課長

もう一点お願いいたします。別紙資料、平成29年第5回教育委員会定例会関係資料としまして、「多賀城市子どもの心のケアハウス愛称「多賀城エスペランサ」」という資料を御覧ください。多賀城市子どもの心のケアハウスの愛称について御説明いたします。

子どもの心のケアハウスについては、以前にもお話をしておりましたが、現在、多賀城ロジュマンG棟205号室を拠点施設として、急ピッチで施設の整備を進めているところでございます。

今後の予定としましては、開所式を6月5日月曜日午後4時から実施予定としております。教育委員の皆様も、ぜひおいでくださいますよう、よろしくお願いたします。

子どもの心のケアハウスの愛称についてでございますが、資料の3にありますように、施設を利用する児童生徒や保護者にとっての親しみやすさが大切であるということと、未来に希望が感じられる名称にしたいと考え、愛称を検討してまいりました。

その結果、スペイン語で「希望」を意味する言葉で、子どもたちの明るい未来に願いを込め、「多賀城エスペランサ」という愛称を考えましたので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、この関係資料のとおりということで、よろしくお願ひいたします。
他にございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。
これをもちまして、第5回教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時11分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成29年6月23日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印